○**文部科学省厚生労働省令第三号**

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （実習演習科目）<br>**第三条**　（略）<br>２　実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。<br>一　心理演習又は心理実習　学生十五人につき一人<br>二　（略）<br>３～５　（略） | （実習演習科目）<br>**第三条**　（略）<br>２　実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。<br>一　心理演習又は心理実習　学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）十五人につき一人<br>二　（略）<br>３～５　（略） |
| **附　則**<br>この省令は、令和八年四月一日から施行する。 | |

○**文部科学省厚生労働省令第四号**

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>（経過措置）<br>**第二条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に言語聴覚士法（以下「法」という。）第三十三条第一号の指定を受けている学校又は言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新指定規則第四条第一項第三号及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。<br>２　令和八年四月一日までに法第三十三条第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。<br>３　令和七年四月一日までに法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 | **附　則**<br>（経過措置）<br>**第二条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に言語聴覚士法（以下「法」という。）第三十三条第一号の指定を受けている学校又は言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第一項第三号及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。<br>２　令和八年四月一日までに法第三十三条第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。<br>３　令和七年四月一日までに法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 |
| **附　則**<br>この省令は、公布の日から施行する。 | |